

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第二十五号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和二十五年十二月奈良県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条の表中「榛原区及び室生区」を「平成十七年十二月三十一日における宇陀郡榛原町及び室生村（以下「旧榛原町及び旧室生村」という。）の区域」に、「大宇陀区及び菟田野区に限る」を「旧榛原町及び旧室生村の区域を除く」に改める。

第二十二条中「の規則で定める」を「に規定する」に改め、「伝統的建造物群保存地区」の下に「で規則で定めるもの」を加え、「檀原市今井町の区域内の伝統的建造物群保存地区」を「檀原市今井町伝統的建造物群保存地区及び五條市五條新町伝統的建造物群保存地区」に改める。

## 附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。